

## 低所得妊婦に対する初回産科受診料助成事業について

### 1 事業概要

国庫補助制度の新設に伴い、低所得の妊婦に対し経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、初回産科受診料の助成を開始する。

### 2 支給対象者

以下の全ての要件を満たす方とする。

- 住民税非課税世帯又は同等の所得水準の方（生保受給者を含む）。
- 令和5年4月1日以降に国内医療機関で初回産科診療を受診し、受診日時点において江東区に住民登録がある方
- 江東区でゆりかご面接を受けた方
- 所得判定のため、世帯の課税状況の確認に同意いただける方
- 必要に応じて、当該者に対する支援に必要な情報（妊婦健診の未受診・家庭の状況等を含む。）の共有に同意いただける方

### 3 助成額

1回の妊娠につき上限10,000円  
(妊娠判定のため、初めて産科を受診した際の診断費用(自費分)に限る。)

### 4 実施方法等

- ・初回産科診療後に償還払いを実施
- ・申請期限はゆりかご面接を受けた日から1年以内

### 5 事業開始日

令和5年11月1日（令和5年4月1日以降の診療分が対象）

### 6 その他

4月1日以降の初回産科受診者の内、10月30日以前にゆりかご面接を受けた対象者に対しては個別に案内を送付予定